

2010年1月

受益者の皆様へ

I T Cインベストメント・パートナーズ株式会社

「フィンデックス100」及び「フィンデックス・アクティブ・マザーファンド」
の投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「フィンデックス100」（以下、「当ファンド」という場合があります。）及び当ファンドが主要投資対象とする親投資信託「フィンデックス・アクティブ・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」という場合があります。）につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を予定しておりますので、ご案内申し上げます。

敬具

<記>

1. 投資信託約款変更の対象ファンドと変更内容及び変更理由

(1) フィンデックス・アクティブ・マザーファンドの「運用の基本方針」の変更

マザーファンドは、「東京証券取引所市場第一部を除く市場に上場（新規上場予定を含みます。）している新興企業のうち、上場してから原則として3年未満の銘柄（以下、これら投資対象とする銘柄群（ユニバース）を「フィンデックス」と呼びます。）」を主要投資対象としていますが、新規株式公開の減少などによりフィンデックスを構成する銘柄数が減少し、十分な投資機会を得ることが困難な状況となってきました。このような状況の下、主要投資対象を「東京証券取引所市場第一部を除く市場に上場（新規上場予定を含みます。）している新興企業」に変更し、投資機会の確保と運用成果の一層の向上を図ります。

なお、重大な約款変更には該当しませんが、上記の変更が適用されることとなった場合、2010年3月25日を適用日として、マザーファンドの名称を「日本新興株グロースマザーファンド」に変更する予定です。

(2) フィンデックス100の「運用の基本方針」の変更

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて運用を行っており、フィンデックスを実質的な主要投資対象としています。マザーファンドの主要投資対象が変更されることに伴い、当ファンドの実質的な主要投資対象もフィンデックスから「東京証券取引所市場第一部を除く市場に上場（新規上場予定を含みます。）している新興企業」に変更します。

なお、重大な約款変更には該当しませんが、上記の変更が適用されることとなった場合、2010年3月25日を適用日として、当ファンドの名称を「日本新興株グロースファンド」に変更する予定です。

(3) フィンデックス100の「基準価額の適用日」の変更

投資家の利便性の向上のため、当ファンドの取得申込みに係る基準価額の適用日を「取得申込日の翌営業日」から「取得申込日」へ、換金（解約）申込みに係る基準価額の適用日を「換金（解約）申込日の翌営業日」から「換金（解約）申込日」へ変更します。

(4) フィンデックス100の「換金（解約）代金の支払日」の変更

上記（3）の基準価額の適用日の変更に伴い、当ファンドの換金（解約）代金の支払開始日を、換金（解約）申込日から起算して「6営業日目」から「5営業日目」へ変更します。

※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表(案)」をご参照ください。

2. 投資信託約款変更の日程と手続き

(1) 投資信託約款変更の日程

| | |
|-----------------|---------------------------|
| ①公告日 | : 2010年1月28日 |
| ②受益者の異議申立期間 | : 2010年1月28日から2010年3月1日まで |
| ③投資信託約款変更届出書提出日 | : 2010年3月4日 |
| ④投資信託約款変更日 | : 2010年3月5日 |
| ⑤異議申立受益者の買取請求期間 | : 2010年3月5日から2010年3月24日まで |
| ⑥投資信託約款変更の適用日 | : 2010年3月25日 |

(2) 異議申立ての手続き

2010年1月28日現在の受益者の方は、上記の異議申立期間中に、ITCインベストメント・パートナーズ株式会社に対し、書面によりこの投資信託約款変更に対する異議を申し立てることができます。

なお、投資信託約款の変更に異議のない受益者の方は、お手続きの必要はございません。

(3) 投資信託約款変更の実施

異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数（マザーファンドについては、当ファンドの信託約款に係る受益者の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。）が、2010年1月28日現在の受益権（マザーファンドについては、マザーファンドの信託約款に係る受益権となります。）総口数の2分の1を超えない場合は、2010年3月4日付けで金融庁に投資信託約款変更の届出を行い、2010年3月25日を適用日として投資信託約款の変更を行います。

なお、異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、2010年1月28日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、投資信託約款の変更は行いません。この場合、投資信託約款の変更を行わない旨を、異議申立期間終了後、速やかに弊社ホームページ上にて公告（公告アドレス <http://itc-ip.com/notification/index.html>）し、書面にてご報告いたします。

3. 異議申立ての方法

予定しております投資信託約款の変更に対して異議のある受益者の方は、大変ご面倒をおかけいたしますが、はがき・封書等の書面に以下の内容をご記入の上、2010年3月1日必着で、下記宛にご郵送ください。なお、頂戴する個人情報の取扱いにつきましては、下記（3）の内容をお読みください。

(1)宛先

〒107-0061 東京都港区北青山二丁目11番3号 青山プラザビル4階

I T Cインベストメント・パートナーズ株式会社 投資信託約款変更に関する異議申立窓口

(2)ご記入いただく内容

| |
|--|
| ①住所 ②氏名又は会社名（署名、販売会社へのお届け印捺印） ③電話番号（日中連絡先） ④ファンド名 ⑤販売会社名及び取扱店名、口座番号 ⑥2010年1月28日現在の保有口数 ⑦ 投資信託約款の変更に対して異議を申立てる旨 |
|--|

※異議申立てをされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

※ファンドを複数の口座でお持ちの方は、保有する全ての販売会社名及び取扱店名、口座番号をご記入ください。

※ご自身の受益権口数等をご不明の場合は、お取扱い販売会社へご確認の上、ご記入ください。

※上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てを受付けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

※異議申立ての情報につきましては、弊社と販売会社、または、受託会社との間で、その内容を共有することとさせていただきますので、ご了承くださいませようお願いします。

(3)個人情報の取扱い

異議申立てに際して販売会社、受託会社、弊社が取得した個人情報は、この投資信託約款の変更に関する異議申立ての受益権口数の管理及び買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。

4. 異議申立てをされた受益者の買取請求の手続き

予定どおり投資信託約款の変更が行われることとなった場合は、異議申立てをされた受益者の方は、以下の手続きにより、受託会社に対し、ファンドの信託財産による買取りを請求することができます。（買取請求手続きについては、異議申立てをされた受益者の方に対して、改めてご案内させていただきます。）

(1)買取請求の受付期間

2010年3月5日から2010年3月24日まで

(2)買取請求の手順

- ①弊社より異議申立てをされた受益者の方への「買取請求のご案内」の送付
- ②買取請求必要書類のご記入
- ③販売会社の取引店への買取請求必要書類のご提出
- ④販売会社から弊社を經由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ⑤受託会社での買取請求必要書類の受理及びファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑥受託会社からご指定銀行口座への買取代金の振込み

(3)買取請求の相手方

この買取請求は、異議申立てをされた受益者の方が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

(4)買取価額

買取価額は、原則、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される解約価額とさせていただきます。

また、課税対象額がある場合には税額が差引かれます。また、受託会社より買取代金をお支払する際に、振込手数料及び計算書送付費用等の費用が差引かれます。

(5)ご留意点

①上記(2)に記載の諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払までに通常の解約請求の場合よりも日数を要することがあります。

②異議の申立てをされた受益者の方が必ず買取請求をしなければならない訳ではありません。

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、通常どおり、当ファンドの取得申込み及び換金(解約)申込みを受付けます。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

I T C インベストメント・パートナーズ株式会社 投資信託約款変更に関する問い合わせ窓口
電話番号 03-5770-2721 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

(信託約款)

「フィンデックス・アクティブ・マザーファンド」

信託約款の一部訂正

変更部分は、_____ (下線) で表示してあります。

投資信託約款の変更に係る新旧対照表 (案)

親投資信託

フィンデックス・アクティブ・マザーファンド

(変更日：平成22年3月5日 変更適用日：平成22年3月25日)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 親投資信託 <u>日本新興株グロースマザーファンド</u> 信託約款 | 親投資信託 <u>フィンデックス・アクティブ・マザーファンド</u> 信託約款 |
| 運用の基本方針 | 運用の基本方針 |
| 2. 運用方法 (2) 投資態度 ① <u>東京証券取引所市場第一部を除く市場に上場(新規上場予定を含みます。)している新興企業を主要投資対象とします。</u> ② <u>ポートフォリオの構築にあたっては、成長性に優れた企業を厳選し、分散投資を行います。また、株式の組入比率は、原則として高位に保ちます。</u> | 2. 運用方法 (2) 投資態度 ① <u>東京証券取引所市場第一部を除く市場に上場(上場予定を含みます。)している新興企業のうち、上場してから原則として3年未満のものを投資対象とします。(以下、この投資対象とするユニバースを、フィンデックスと呼びます。)</u> ② <u>フィンデックスの中から、成長性に優れた企業を選び出し、分散投資を行います。また、株式の組入比率は、ハイレベルに維持し、市場環境並びに予測される環境の変化に合わせて積極的な運用を行い、信託財産の成長に努めます。</u> |

(信託約款)
「フィンデックス100」

信託約款の一部訂正
変更部分は、_____ (下線) で表示してあります。

投資信託約款の変更に係る新旧対照表 (案)

追加型証券投資信託
フィンデックス100
(変更日：平成22年3月5日 変更適用日：平成22年3月25日)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| 追加型証券投資信託 <u>日本新興株グロースファンド</u> 信託約款 | 追加型証券投資信託 <u>フィンデックス 100</u> 信託約款 |
| 運用の基本方針 | 運用の基本方針 |
| 2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>日本新興株グロースマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、国内株式等への直接投資は行いません。</u> (2) 投資態度 <u>日本新興株グロースマザーファンド受益証券への投資を通じて、</u> ① (省 略) ② <u>東京証券取引所市場第一部を除く市場に上場 (新規上場予定を含みます。) している新興企業を主要投資対象とします。</u> ③ <u>ポートフォリオの構築にあたっては、成長性に優れた企業を厳選し、分散投資を行います。</u> ④ (省 略) | 2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>フィンデックス・アクティブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、国内株式等への直接投資は行いません。</u> (2) 投資態度 <u>フィンデックス・アクティブ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、</u> ① (同 左) ② <u>東京証券取引所市場第一部を除く市場に上場 (上場予定を含みます。) している新興企業のうち、上場してから原則として3年未満のものを投資対象とします。(以下、この投資対象とする銘柄群 (ユニバース) を、「フィンデックス」と呼びます。)</u> ③ <u>フィンデックスの中から、成長性に優れた企業を選び出し、分散投資を行います。</u> ④ (同 左) |
| 第12条(受益権の申込単位および価額等) (省 略) ②前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に指定販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税 (以下、「消費税等」といいます。) に相当する額を加算した額とします。 ③ (省 略) ④ (省 略) ⑤ (省 略) ⑥ (省 略) | 第12条(受益権の申込単位および価額等) (同 左) ②前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に指定販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税 (以下、「消費税等」といいます。) に相当する額を加算した額とします。 ③ (同 左) ④ (同 左) ⑤ (同 左) ⑥ (同 左) |
| 第16条 (有価証券および金融商品の運用指図範囲等) 委託者は、信託金を、I T Cインベストメント・パート | 第16条 (有価証券および金融商品の運用指図範囲等) 委託者は、信託金を、I T Cインベストメント・パート |

| | |
|--|--|
| <p>ナーズ株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である<u>日本新興株グロスマザーファンド</u>（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。外国法人が発行する譲渡性預金証券を含みます。）に投資することを指図します。</p> | <p>ナーズ株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である<u>フイリデックス・アクティブ・マザーファンド</u>（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。外国法人が発行する譲渡性預金証券を含みます。）に投資することを指図します。</p> |
| <p>第33条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） （省略） ②（省略） ③（省略） ④一部解約金（第36条第3項の解約価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第3項に定める一部解約受付日から起算して、原則として<u>5</u>営業日目から一部解約の請求をした受益者に支払います。 ⑤（省略） ⑥（省略）</p> | <p>第33条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） （同左） ②（同左） ③（同左） ④一部解約金（第36条第3項の解約価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第3項に定める一部解約受付日から起算して、原則として<u>6</u>営業日目から一部解約の請求をした受益者に支払います。 ⑤（同左） ⑥（同左）</p> |
| <p>第36条（信託の一部解約） （省略） ②（省略） ③委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、第1項の規定により一部解約の実行の請求を受付けた日（第37条第2項ただし書きの適用を受ける場合を含めて、以下「一部解約受付日」といいます。）の基準価額から当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（以下、「解約価額」といいます。）とします。 ④（省略）</p> | <p>第36条（信託の一部解約） （同左） ②（同左） ③委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、第1項の規定により一部解約の実行の請求を受付けた日（第37条第2項ただし書きの適用を受ける場合を含めて、以下「一部解約受付日」といいます。）の<u>翌営業日</u>の基準価額から当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（以下、「解約価額」といいます。）とします。 ④（同左）</p> |